

福井県条例第 号

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会委員会条例（昭和四十八年福井県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録)</p> <p>第二十七条 委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(記録)</p> <p>第二十七条 委員長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、<u>およびこれに署名し、または押印</u>しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

記録における委員長の署名および押印を廃止するため、この案を提出する。